

公示番号：19a00385

国名：ラオス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年10月上旬から2019年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月25日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国では経済成長に伴い、農業生産において、これまでのコメ中心から、野菜や畜水産物などへと作物の多様化が進みつつある。

プロジェクトが対象とするサバナケット県では、従来雨季（6～10月）の天水稲作を中心とする自給自足農業が営まれており、農家は余剰米を換金して現金収入を得てきたが、コメの生産性及び品質が概して低いため、これが生計向上の阻害要因となってきた。他方、サバナケット県とは対照的に、ラオス南部4県にまたがるボラベン高原においては、民間投資やドナー支援を通じ、コーヒー等の商品作物が栽培され、国際マーケットで販売され始めた。こうした状況の変化の中、農業の商業化が遅れていたサバナケット県においても、「農業開発戦略 2025 ビジョン 2030」（2015年）、「第8次農林業開発5か年計画」（2016年）及び「商業的生産および食料安全保障プログラム」において、コメ増産の重点県として生産強化の方針が打ち出されるなど、政府による具体的な生産性向上への取り組みが始まりつつある。

他方、農林省が発表した「灌漑施設管理移転（Irrigation Management Transfer）施策」（1998年）により、灌漑施設の操作管理を含む運営管理に関する権利と義務が、行政機関から水利組合に移管されることになったが、実施は停滞していた。このため、JICA はサバナケット県において「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト（Participatory Irrigated Agriculture Project : PIAD）」（2010.11～2015.11）を実施し、①参加型による農家の水路整備及び維持管理、②農作物の栽培技術指導、③農家組織の強化を行い、これらの活動要素からなる「PIADモデル」を確立した。

2015年にPIADプロジェクトが終了した後、「PIADモデル」をより発展的かつ持続的に実施するため、新たな技術協力プロジェクトの支援がラオス政府から要請され、次の活動要素を配慮した新規プロジェクトを立ち上げることとなった。

- 1) 中央省庁の主導ではなく、サバナケット県が実施機関となり「県の事業」としてプロジェクト活動を行うこと。
- 2) サバナケット県農林局や同県の関係部局の連携強化を図りながら実施すること。
- 3) 国や県から配分される開発予算を適性に活用すること。
- 4) 農家による「PIADモデル」の実践力の強化を図ること。
- 5) 付加価値の高い農産物の生産に向けた行政サービス強化に取り組むこと。

これらの活動要素に基づき、2017年6月から5年間の協力期間として、「サバナケット県の対象地区において参加型農業が推進・実施されること」をプロジェクト目標に掲げて「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」（通称「Savan PAD（サワンパッド）プロジェクト」、以下、「本プロジェクト」という）が開始された。

サバナケット県をはじめとする南部メコン川沿いの地域は、農業に適した地域で、東西回廊の中継拠点でもあることから、市場として発展する潜在力が高く、商業的農業の実践を参加型による「PIAD モデル」に沿って実施することは、広く農業生産性の向上と農家の収入向上に資すると期待できることから、本プロジェクトでは、①対象地域のコメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③高付加価値型農産物生産を3本柱に据えた活動を展開中である。

今回実施する中間レビュー調査は、本プロジェクトが中間段階に差し掛かったタイミングで、これまでのプロジェクト活動とそのプロセスについて、実績と成果を評価し、プロジェクト後半に向けての課題と対応策を明らかにするとともに、必要に応じPDM及び活動計画の修正を含む計画の見直しを行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）による現時点での評価を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年10月上旬～10月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（詳細計画策定調査報告書、終了時評価調査報告書、合同調整委員会議事録、専門家活動報告書、モニタリングシート等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家サバナケット農林局、農家、その他ラオス側機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。出来上がった質問票は、JICAがラオス事務所を經由して専門家やC/Pなどの関係者に配布する。なお、ラオス語への翻訳は必要に応じてプロジェクトスタッフが対応する予定。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年11月上旬～11月下旬）

- ①JICAラオス事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、評価グリッドを含む本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ラオス側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、国内準備期間中に配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びラオス側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びラオス側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じて PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ラオス事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2019年12月上旬～12月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③中間レビュー調査報告書（案）（和文）のうち、担当業務にかかる部分を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

中間レビュー報告書（英文）、担当業務に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付の上、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒ヴィエンチャン⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年11月上旬～11月下旬を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地入りし、調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括／行政（JICA）

イ) 協力企画／研修（JICA）

- ウ) マーケティング／農家組織 (JICA)
- エ) 営農／農業技術 (JICA)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAラオス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄ラオス語の通訳を必要に応じて提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じてアレンジします。なお、他の JICA 調査団員到着前の関係機関とのアポイントメント取り付けについては、本業務従事者自身で調整する場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」ホームページ (<https://www.jica.go.jp/project/laos/021/index.html>)
- ・「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031610.html>)
- ・「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>)

② 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8425) にて配布します。

・ PDMおよびPO (オリジナル)

(* 最新のものに関しては、8月中旬に第3回JCCが実施されるため、国内業務期間内に共有する)

- ・ 第一回～第三回モニタリングシート
- ・ 専門家活動報告書等

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prrtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上